

◇◆◇コンテンツ◆◆◇

- 1 昨年度経営相談室に寄せられた相談及び専門相談員のご紹介
- 2 指導監査実施要綱の改正について（厚労省）
- 3 社会福祉法人の生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集（厚労省）

1 昨年度経営相談室に寄せられた相談及び専門相談員のご紹介

東京都社会福祉協議会「経営相談室」では、社会福祉法人、社会福祉施設・事業所（社会福祉法人）からの様々な相談をお受けしています。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう補助金について、人事労務関係の相談（時間外労働、夜勤の休憩、懲戒、退職など）、BCP、事業所閉鎖の会計処理、電子帳簿保存法、消費税のインボイス制度、法人運営、役員・評議員の改選にあたっての選任の手順、地域公益活動など1,061件の相談が寄せられました。そのうち、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、税理士による専門相談は64件でした。まず、専任の相談員が相談をお受けし、必要に応じて専門相談員の相談とさせていただきます。お気軽にご相談ください。

表1 相談内容別実績

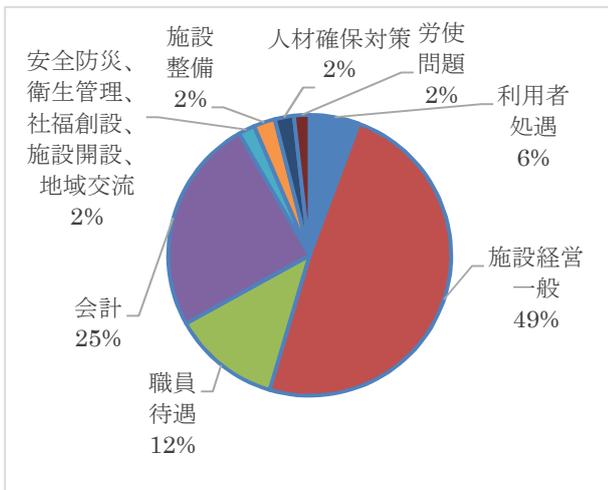
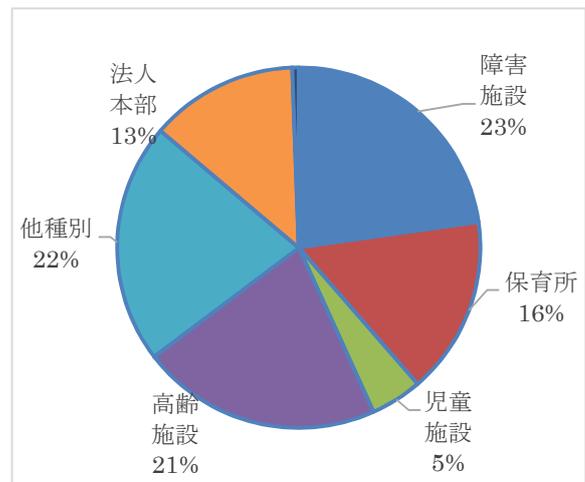


表2 相談者別実績



東京都社会福祉協議会 経営相談室 専門相談員のご紹介

- 法律専門相談員 弁護士 小嶋 正
- 会計専門相談員 公認会計士 中村 比呂海
- 労務専門相談員 社会保険労務士 綱川 晃弘
- 税務専門相談員 税理士 宮内 真木子

2 指導監査実施要綱の改正について（厚労省）

厚生労働省より「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について（令和4年3月14日）が発出されました。

③の計算書類の注記については、令和2年9月11日にすでに会計基準省令が改正されており、令和3年度の決算から適用になります。また、経理規程（東社協モデル経理規程第64条第1項及び第2項「注記事項」）の改正が必要な法人もありますので、ご注意ください。

【主な改正点】

- ① 一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。
- ② 評議員となることができない者又は適当ではない者、理事となることができない者又は適切ではない者、監事となることができない者に、「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を追加
- ③ 計算書類の注記（法人全体）に、「15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」を追加。該当しない場合には、「該当なし」と記載する。

「社会福祉法人指導監査実施要綱」の新旧、「社会福祉法人会計基準省令の一部改正（令和2年9月11日）」「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（令和3年11月12日付）は、東社協ホームページ「経営相談室だより」ページをご覧ください。

◆ 東社協ホームページ(経営相談室だより)

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#tayori>

3 社会福祉法人の生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」 好事例集について（厚労省）

事務連絡「生活困窮者等に対する地域における公益的な取組の好事例の推薦について（依頼）」（令和4年1月5日）により推薦された法人の好事例集を厚生労働省ホームページに掲載しています。

◆ 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>

今年度も、ぜひ、お気軽に、ご相談ください。

できるだけ、メールでのご相談をおねがいします。

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html> (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

